

南砺市民間賃貸住宅居住補助金

34歳以下の方が市内のアパート等民間賃貸住宅に入居した場合に補助金を交付します。

●補助金の対象、補助額、補助率

補助金名	対象	補助額(上限)		補助率
		月額	最長3年	
南砺市民間賃貸住宅居住補助金	民間賃貸住宅の賃貸契約に定められた賃貸料の月額(共益費、駐車場料金等を除く。)	2万円	72万円	1/2

※市の他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費に含むことはできません。

※4万円以上の家賃であれば一律で月2万円の補助となり、最長3年間で計72万円となります。

- 交付対象者…令和7年4月1日以後に民間賃貸住宅に入居し、交付対象者として指定を受けた方
(ただし、令和7年度に限り令和7年3月1日以後に入居した方を含む)
賃貸借契約の名義人であり、市の住民基本台帳に登録されている方
※下記記載の「●申請の流れ」①指定申請日に34歳以下の方が同一世帯内に含まれていることが必須条件となります。

●申請の要件

- ・生活保護の規定による保護を受けていないこと
- ・世帯全員の市税の滞納が無いこと
- ・賃貸料に関し、市の他の補助金を受給していないこと

●申請の流れ

①指定申請

【申請者】申請者が賃貸借契約を取り交わし、賃貸住宅に入居後、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書(様式第1号)と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。

②指定通知

【南砺市】南砺市役所で①指定申請の内容を確認後、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定通知書(様式第2号)を申請者に送付します。**指定通知書は大切に保管してください。**

③補助金の交付申請

【申請者】毎年1月中に南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。

④補助金の交付

【南砺市】③補助金の交付申請の内容を審査した後、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付決定及び額確定通知書(様式第5号)を申請者に送付の上、補助金を交付します。

※補助対象期間中に③～④を繰り返すことで、最長3年間分の補助金を受けることができます。

※申請回数は最大4回となります。例:4/1入居⇒①翌年1月中に4～12月分の申請⇒②翌年1月中に1年間分の申請⇒③翌年1月中に1年間分の申請⇒④翌年1月中に1～3月分の申請⇒交付終了

令和7年3月1日から3月31日に入居された方については令和7年4月分からの賃貸料が対象となります。

●申請書類

①民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書を提出する時の書類(民間賃貸住宅入居後に提出)

	書類		備考
<input type="checkbox"/>	南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書(様式第1号)	原本	南砺で暮らしません課窓口または南砺市ホームページで入手可
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し(契約者及び家賃の額が記載されていること。)	写し	
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類		

③南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書を提出する時の書類(毎年1月に提出)

	書類		備考
<input type="checkbox"/>	南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)	原本	南砺で暮らしません課窓口または南砺市ホームページで入手可
<input type="checkbox"/>	家賃の領収書の写し又は家賃の支払いを証する書類の写し	写し	
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	原本	基準日(申請年度の1月1日)において、市の住民基本台帳に登録されていることが確認できるもの
<input type="checkbox"/>	世帯全員の市税の完納証明書又は非課税証明書	原本	1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行(高校生以上が提出対象)
<input type="checkbox"/>	振込先を確認できるもの(通帳等の写し)	写し	申請者名義の口座であること(申請者の家族名義の口座等は不可)
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類		

●補助金の返還(以下に該当する場合、補助金を返還してもらうことがあります。)

- ・虚偽の申請などの不正な手段により支給を受けた場合

●注意事項

- ・補助金の交付申請を行えるのは、毎年1月の申請時点で南砺市内に住所を有する方のみとなります。そのため、年度途中で「南砺市内の他住宅に転居した」場合は年度途中までの補助金の交付申請が可能ですが、「南砺市外の住宅に転出した」場合は年度途中までの補助金の交付申請は不可能となりますので、ご注意ください。

例:10月中に市外に転出した場合、申請期間内であっても1～9月分の補助金交付申請はできません。

【問い合わせ先】

南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 2 階
市民協働部南砺で暮らしません課
TEL:0763-23-2037

